



平成 26 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 ダイナパック株式会社
代表者名 取締役社長 小嶋 厚
(コード番号3947 東証・名証第2部)
問合せ先 経営企画室長 青木 大篤
(TEL 052-971-2651)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、2012年6月および同年9月に、段ボールケースおよび段ボールシートの取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社といたしましては、排除措置命令書および課徴金納付命令書の内容を精査し、慎重に検討したうえで今後の対応を決定いたします。

お客様をはじめとした関係者の皆様には、多大なご心配をお掛けしておりますことを、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、このような事態を厳粛に受け止め、さらなるコンプライアンス体制の徹底を図ってまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

段ボールケースおよび段ボールシートの取引に関し、独占禁止法第 3 条に違反する行為があったとして、当社は、違反行為が消滅していることを確認すること、独占禁止法遵守について自社の従業員に周知徹底すること等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：5 億 320 万円

※平成 26 年 12 月期第 1 四半期決算において、事前通知段階の課徴金の額 5 億 320 万円を特別損失として計上済みであります。

以上